

高知県道路交通法施行細則第4条の規定により交通規制の対象から除く車両についての事務処理要領の制定について（通達甲）

〔平成28年1月28日〕
〔交規発第52号〕

【沿革】平成30年6月14日交規発第211号改正
令和2年11月30日交規発第345号改正
令和4年10月11日交規発第356号改正

高知県道路交通法施行細則（昭和35年公安委員会規則第5号）第4条第1項の規定により交通規制の対象から除く車両の取扱いに関し「高知県道路交通法施行細則第4条の規定により交通規制の対象から除く車両についての事務処理要領の制定について（例規）」（平成20年8月29日交規発第345号）を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年6月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該車両の取扱いに関し別添のとおり「高知県道路交通法施行細則第4条の規定により交通規制の対象から除く車両についての事務処理要領」を定め、平成28年2月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

高知県道路交通法施行細則第4条の規定により交通規制の対象から除く車両についての事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、高知県道路交通法施行細則（昭和35年公安委員会規則第5号。以下「細則」という。）第4条に基づく交通規制の対象から除く車両に係る事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 細則における用語の意義

細則第4条第1項の規定により公安委員会が行う交通規制の対象から除かれる車両は、細則別表第1で規制の種別ごとに定められているが、同表における用語の意義は次のとおりである。

- 1 車両通行禁止（一方通行、指定方向外進行禁止及び踏切の通行禁止を除き、通行止めの道路、車両通行止めの道路又は歩行者用道路への進行に係る指定方向外進行禁止を含む。以下同じ。）の規制の適用を除外する車両（細則別表第1の規制の種別1の項関係）

(1) 警衛列自動車及び警護列自動車

「警衛列自動車」とは警衛細則（昭和54年2月警察庁訓令第2号）第17条に規定する自動車お列を構成する自動車を、「警護列自動車」とは警護要則（令和4年国家公安委員会規則第15号）第2条第1項第1号に規定する警護対象者のための車列を編成する自動車をいう。

(2) 人命救助、災害救助、水防活動又は消防活動のため使用中の車両

対象車両には、現に人命救助等に從事中の車両だけではなく、当該救助現場等に緊急に赴く途中の車両を含む。また、「消防活動のため使用中の車両」には、消火栓、防火水槽等の点検に從事中の車両を含む。

(3) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害応急対策に使用中の車両

災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用中の車両であって、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条第1項の規定に基づき緊急通行車両として都道府県知事又は都道府県公安委員会の確認を受けたものをいう。

なお、災害応急対策は、災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するため、

次のアからケまでに掲げる事項について行うものとされている。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項

ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

ク 緊急輸送の確保に関する事項

ケ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(4) 裁判官又は裁判所の発する令状の執行のため使用中の車両

「令状」とは、逮捕状、勾引状、勾留状その他裁判官又は裁判所が発する書面で、人又は物に対する強制の処分を内容とするものをいう。

(5) 交通指導取締り又は警らのため使用中の警察用車両及び警備実施その他の緊急を要する警察活動のため使用中の車両並びに警察用車両が随伴する車両

「警察用車両が随伴する車両」とは、警察用車両がその警察目的のため先導し、又は追従して、当該車両の走行を誘導している場合をいう。

(6) 犯罪の捜査又は被疑者の逮捕のため使用中の車両

警察が犯罪の捜査又は被疑者の逮捕のため使用中の車両のほか、検察官及び検察事務官並びに特別司法警察職員が法令に定める権限に基づき職務を執行するために使用中の車両を含む。

(7) 交通事故の調査、道路の交通に関する調査又は道路の点検に係る警察活動のため使用中の車両

交通事故事件捜査のほか、交通事故現場点検、交通事故統計調査等警察活動のために使用中のものをいう。したがって、自動車保険会社、事故調査会社等警察以外の者が交通事故の調査に使用中の車両は含まれない。

(8) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく感染症患者の収容又は感染症の予防活動に使用中の車両

「感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に掲げるものをいう。

(9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定による廃棄物の収集及びし尿浄化槽の清掃のため使用中の車両

「廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定する「一般廃棄物」をいい、車体後部に積込み装置のあるゴミ収集車（いわゆるパッカー車）及びバキュームカーが除外対象である。

- (10) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第14条の2に規定する道路の維持、修繕等のための作業に使用中の道路維持作業用自動車

道路を維持し、若しくは修繕し、又は道路標示を設置するため必要な特別の構造又は装置を有する自動車であって、その自動車を使用する者が公安委員会に届け出たもの及び道路の管理者が道路の損傷箇所等を発見するため使用する自動車で車体を黄色及び白色の帯状に塗色し、当該道路管理者の申請に基づき公安委員会の指定を受けたものであって、その作業従事中、黄色の点滅式灯火を点灯させているものをいう。

- (11) 死者の運搬のため使用中の車両

いわゆる霊きゅう車等であって、現に死者を搬送中である車両又は死者の搬送に向かっている車両をいう。

- (12) 急病人の搬送、治療、防災等人の生命、身体又は財産に係る緊急やむを得ない理由があり、署長の許可を受けるいとまがなかった車両

「緊急やむを得ない理由」とは、例示にある急病人の搬送、治療、防災に係る場合のほか、緊急の訪問介護・看護、柔道整復師による緊急の施術等が挙げられるが、これらに限ることなく、個々の案件について生命、身体又は財産に係る緊急やむを得ない理由の有無を判断することとなる。

- (13) 公害の調査又は測定のため使用中の車両

「公害」とは、環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する公害をいう。

- (14) 放置車両の確認及び標章の取付けのため使用中の車両

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8に基づく放置車両の確認事務及び標章の取付けに関する事務を委託された法人が委託事務の執行に使用する車両をいう。また、「放置車両の確認及び標章の取付け」には、現場における放置車両確認標章の作成、写真作成等の付随事務を含む。

- (15) 次に掲げる市道の区間以外の区間において使用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定による選挙運動用自動車及び政治活動用自動車

「選挙運動用自動車」とは公職選挙法第141条の規定に基づき公職の候補者が選挙運動のために使用する自動車を、「政治活動用自動車」とは同法第14章の3の規定に基づき政治活動に使用する自動車をいう。

なお、公職選挙法が適用される選挙は、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に限られている。

また、細則別表第1の規制の種別1の項の適用を除外する車両の欄中(15)アからキまでに掲げる規制の適用を除外されない区間は、高知市及び四万十市のいわゆるアーケード商店街（大橋通、帯屋町、新京橋、京町、はりまや橋及び中村天神町）並びに高知市中央公園北入口部分である。

(16) 次に掲げる用務に現に使用中の車両であつて、細則別記様式第3号の標章を掲出しているもの

ア 裁判所法（昭和22年法律第59号）に規定する執行官が強制執行等の職務の執行のため使用中の車両

イ 不法に開設された無線局の探査のため使用中の車両

総務大臣の許可を受けずに、又は定められた周波数を逸脱して開設された不法無線局を探査中の車両であつて、総務省（四国）総合通信局が使用中のものをいう。

ウ 電気、ガス、上下水道、電信、電話又は鉄道事業若しくは軌道事業の緊急の工事のため使用中の車両

「緊急の工事」とは、事前に予定された計画的な工事を指すのではなく、当該施設等が破壊され、又は故障したことにより、住民の生活若しくは経済活動に重大な支障を及ぼし、又は付近住民等に危険を及ぼすこととなり、早急に修復することが必要と認められる工事をいう。

また、これらの車両については、その工事が道路交通法第77条第1項各号に掲げる行為に当たる場合は、同条に定める署長の許可を受けなければならないが、細則別記様式第3号の標章により通行禁止から除外されたことをもって当該許可を受けるべき義務が免除されるものではないので、留意すること。

なお、これらの車両は、細則別記様式第4号の標章並びに運転者の連絡先及び用務先を記載した書面を掲出することにより駐車禁止又は時間制限駐車区間の規制の適用を除外されることとなる（細則別表第1の規制の種別12及び13の項関係）が、この場合においても、その工事が道路交通法第77条第1項各号に掲げる行為に当たる場合は、同条に定める署長の許可を受けなければならないが、細則別記様式第4号の標章により駐車禁止規制から除外されたことをもって当該許可を受けるべき義務が免除されるものではないので、留意すること。

エ 医師又は歯科医師が患者の往診のため使用中の車両

医師法（昭和23年法律201号）にいう医師及び歯科医師法（昭和23年法律第202号）にいう歯科医師が患者の往診のために使用中の車両に限定されており、柔道整復師、獣医師、介護士、助産師、看護師等が使用

中の車両は含まれない。

オ 患者輸送車又は車椅子移動車であって、その目的のため使用中である車両

「患者輸送車又は車椅子移動車」とは、その目的のため構造上特殊な要件を満たしているものであり、自動車検査証の用途欄に「特種」、車体の形状欄に「患者輸送車」又は「車椅子移動車」と記載されたものをいう。

カ 専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する郵便物の集配又は電報の配達のため使用中の車両

郵便法に規定する「郵便物」には小包は含まれず、また「専ら」とは、専用を意味するので、小包の集配から完全に切り離された車両のみが除外対象となる。したがって、一の車両に郵便物と小包を混在させての集配業務や一の車両を郵便物集配業務と小包集配業務との両方に使用する場合は「専ら」とはいえない。

キ 道路、道路の附属物（信号機、道路標識等を含む。）、交通安全を図るための施設等の設置又は維持管理のため使用中の車両

ク 高知県動物の愛護及び管理に関する条例（平成7年県条例第4号）に基づく野犬等の収容のため使用中の車両

「野犬等」とは、飼養されていない犬及び飼養されている犬であって係留されていないものをいう。

2 駐車禁止及び時間制限駐車区間（高齢運転者等専用時間制限駐車区間を含む。）の規制の適用を除外する車両（細則別表第1の規制の種別12及び13の項関係）

公安委員会の規制による駐車禁止（いわゆる指定の禁止場所駐車）、パーキング・メータ又はパーキング・チケットによる時間制限駐車区間及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間に限定され、道路交通法第44条第1項（法定及び指定の駐停車禁止場所）、同法第45条第1項各号（法定の駐車禁止場所）及び第2項（無余地場所）に定める道路並びに同法第47条（停車又は駐車の方法）に従わない駐車については、除外の対象とはならない。

(1) 規制の種別1の項の適用を除外する車両の欄中(1)から(14)までに掲げる車両

第2の1(1)から(14)までの解釈に同じ。

(2) 公職選挙法の規定による選挙運動用自動車及び政治活動用自動車で街頭演説又は街頭政談演説に使用中の車両

選挙運動用自動車及び政治活動用自動車の解釈については、第2の1

(15)に同じであるが、現に街頭演説又は街頭政談演説に使用中であることを要件としている。

(3) 規制の種別9の項の適用を除外する車両の欄中(2)に掲げる車両

これは、「警察活動に伴い現に停止を求められている車両」のことであり、警察法（昭和29年法律第162号）に規定する警察の責務としての職務を遂行するため警察官が現に停止を求めている車両をいう。

(4) 次に掲げる用務に現に使用中の車両であって、細則別記様式第4号の標章並びに運転者の連絡先及び用務先を記載した書面を掲出しているもの

ア 規制の種別1の項の適用を除外する車両の欄中(16)に掲げる車両
第2の1(16)の解釈に同じ。

イ 報道機関が緊急取材のため使用中の車両

新聞、テレビ、ラジオ、通信社等の報道機関の緊急取材をいい、事件等の発生から第一次的な速報性のある取材を行うことが対象であり、速報性のない一般的な雑誌、業界紙等の取材には適用されない。

(5) 次に掲げる者が現に使用中の車両であって、細則別記様式第4号の標章（他の都道府県公安委員会の交付に係る駐車禁止規制の適用を除外する旨の標章を含む。）並びに運転者の連絡先及び用務先を記載した書面を掲出しているもの。ただし、オに掲げる者が現に使用中の車両にあつては、昼間（日の出から日没までの時間をいう。）に限る。

「現に使用中」とは、次のアからオまでに掲げる者（以下これらの者を「身体障害者等」という。）が当該車両を自ら運転する場合のほか、同人の搬送等同人のために使用中である場合を含む。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、付表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者手帳の級別に該当する障害を有するものであって、歩行が困難であると認められるもの

イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者で、付表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる戦傷病者重度障害の程度に該当する障害を有するものであって、歩行が困難であると認められるもの

ウ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に基づく療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度Aの障害を有するもの

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）

に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、障害等

級1級の障害を有するもの

オ 小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について（平成6年12月1日
児発第1033号）に基づく小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている児
童のうち、色素性乾皮症であるもの

「色素性乾皮症」とは、太陽光線が生命に危険を及ぼす病気であり、
該当する児童を太陽光線から保護するためには、通院等の日常生活にお
いて車両の使用及び目的地直近での乗降車が不可欠であるため除外対象
としている。

3 最高速度の規制の適用を除外する車両（細則別表第1の規制の種別5の項
関係）

(1) 緊急自動車

(2) 規制の種別1の項の適用を除外する車両の欄中(1)に掲げる車両
警衛列自動車及び警護列自動車である。

(3) 法第22条の規定に違反する車両の取締りに使用中の車両
道路交通法第22条（最高速度）の規定に違反する車両の取締りに使用中
の車両である。

4 その他の規制の適用を除外する車両

次の(1)から(6)までに掲げる規制の対象から除く車両については、車両通
行禁止の規制の適用を除外する車両に掲げられたものの一部が引用されてお
り、その運用解釈は第2の1のとおりである。

(1) 一方通行、指定方向外進行禁止（通行止めの道路、車両通行止めの道路
又は歩行者用道路への進行に係るものを除く。）及び踏切の通行禁止（細
則別表第1の規制の種別2、3及び4の項関係）

(2) 一時停止（細則別表第1の規制の種別6の項関係）

(3) 転回禁止（細則別表第1の規制の種別7の項関係）

(4) 車両通行帯（細則別表第1の規制の種別8の項関係）

(5) 駐停車禁止（細則別表第1の規制の種別9の項関係）

(6) 追越しのための右側部分はみ出し禁止及び追越禁止（細則別表第1の規
制の種別10及び11の項関係）

第3 細則別記様式第3号の標章（以下「通行禁止除外指定車標章」という。）

及び細則別記様式第4号の標章（以下「駐車禁止除外指定車標章」という。）

の交付に係る事務処理要領

1 申請手続

(1) 身体障害者等に係る駐車禁止除外指定車標章の申請の場合

ア 申請者

身体障害者等本人からの申請に対し、本人に駐車禁止除外指定車標章を交付することを原則とし、申請できる身体障害者等は、県内に住所を有する者に限られ、県外在住者からの申請は受理できない。

なお、意思表示のできない傷病者、乳幼児等に係る代理申請、書類作成のできない上肢等不自由者の申請書の代筆又は署への出頭が困難な者の申請書の代理提出を妨げない。

イ 車両及び運転者の特定

身体障害者等に対する駐車禁止除外については対人除外であり、その使用する車両を限定するものではないが、申請に当たっては、主たる使用車両がある場合は、当該車両の自動車検査証の写しを提出させることにより明らかにしておくこと。

同様に、運転者についても、主たる運転者がある場合は、自動車運転免許証（以下「運転免許証」という。）の写しを提出させるものとする。

ウ 申請

細則別記様式第2号の申請書に、次に掲げる書類を添付し、住所地を管轄する署長を経由して公安委員会に提出するものとする。

(ア) 自動車検査証及び運転免許証の写し

第3の1(1)イのとおり

(イ) 身体障害者手帳等の写し

身体障害者手帳等の写しについては、顔写真、氏名、生年月日、現住所、障害名及び等級が明らかになるよう作成すること。

(ウ) その他の書類

身体障害者手帳等及び運転免許証の住所並びに自動車検査証の使用住所については、記載事項の変更がなされていないことのみをもって申請を不受理とすることはせず、申立書等の提出又は申請書内の申請の理由欄にその旨を記載させることにより、その経緯及び真実の住所地を明らかにして受理するとともに、運転免許証の記載事項変更等法令に違反することが明らかな場合には、これを看過することなく法令を遵守するよう指導すること。

また、他人名義の車両を申請した場合又は申請書の代筆若しくは代理申請の場合は、配偶者、親子等の関係が一見して明らかな場合を除き、その経緯が明らかになるよう、書類を添付させ、又は補足して記載させること。

(2) 通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章（身体障害者等に係るものを除く。）の申請の場合

ア 申請者

支店、支社、請負会社等の当該用務を実際に行う事業所等が申請するものとする。

なお、県外に活動の拠点を置く事業所等が県内において当該用務を行う場合は、県外所在の事業所等からの申請を受理するものとするが、この場合にあっても、安易に遠隔地の本社等からの申請を受理することなく、当該申請車両の使用の本拠に所在する事業所等から申請させるものとする。

イ 車両及び運転者の特定

身体障害者等以外の者に対する規制の除外は、車両を特定しての除外であるので、必ず自動車検査証の写しを提出させること。この場合において、運転者を限定するものではないが、運転免許証の写しの提出を受け、主たる運転者を明らかにしておくこと。

ウ 車両通行禁止規制の除外を申請する区域又は道路区間の特定

車両通行禁止の規制からの除外の効力は、交付された通行禁止除外指定車標章に記載された区域又は道路区間に限られることとなるので、申請の受理に当たっては、安易に「県下全域」等とせず、その業務内容等から必要最小限の区域又は道路区間を指定するものとする。

エ 申請

細則別記様式第1号又は細則別記様式第2号の申請書に、次に掲げる書類を添付し、住所地又は事業所等の所在地を管轄する署長（県外に活動の拠点を置く事業所等からの申請の場合は、県内の最寄りの署長）を経由して公安委員会に提出するものとする。

(7) 自動車検査証及び運転免許証の写し

第3の1(2)イのとおり

(イ) 当該用務に使用する車両であることを疎明する書面

医師免許、裁判所執行官の身分証明書等その申請者個人の身分を疎明する書面又は市町村の水道事業指定業者証、当該業務に関する委任状、契約書等その事業者の立場を疎明する書面等がこれに当たる。

なお、申請に係る車両が当該事業所名義でない場合等については、雇用及び車両使用の事実等について申立書等を提出させるものとする。

(3) 一括申請の手続

ア 身体障害者等に係る駐車禁止除外指定車標章交付の一括申請

身体障害者等による申請は、第3の1(1)アのとおり、本人からの申

請を原則とするが、障害者施設の特異性、申請者の利便性及び事務の効率化の観点から、施設入所者であって当該施設が生活の本拠となっている者（自宅における家族等との生活実態のない者）については、施設代表者名による一覧表を使用しての一括申請を認めるものとする。

なお、この場合においても、駐車禁止除外指定車標章の交付対象となるのは身体障害者等本人であるので、申請書には駐車禁止除外指定車標章を受けようとする者全員の身体障害者手帳等の写しを添付させるとともに、一覧表に各人の署名又は押印をさせ、その意思を明らかにさせるものとする。ただし、意思表示のできない施設入所者については、署名又は押印を要さない。

イ その他の場合における一括申請

同一の事業所が同一の業務に従事する車両に関して通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章の申請を行う場合は、自動車登録番号又は車両番号と主たる運転者名の一覧表を添付することにより、複数台の一括申請を受理することができるものとする。

(4) 審査

申請の受理に当たっては、必要書類の確認を行うとともに、当該申請が除外すべき基準に該当するか否かを審査した上で、申請書等1部を交通規制課を経由して公安委員会に送付するものとする。

2 通行禁止除外指定車標章及び駐車禁止除外指定車標章の交付等

(1) 注意事項の告知

通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章（以下「除外標章」という。）を交付する際は、被交付者に対し、次の事項を告知すること。

ア 除外標章の効力が有効であるのは、原則として公安委員会による通行禁止又は駐車禁止規制の場所のみであること（ただし、身体障害者等に係る駐車禁止除外指定車標章については、(2)を参照）。

イ 除外標章（身体障害者等に係る駐車禁止除外指定車標章を除く。）は、その申請の理由となった業務に従事中以外の場合には使用できないこと。また、身体障害者等に係る駐車禁止除外指定車標章については、身体障害者等が現に使用中である場合以外は使用できないこと。

ウ 除外標章使用時には、車両前面の見やすい場所にこれを掲示しなければならないこと。

エ 駐車禁止除外指定車標章の使用については、標章と併せて運転者の連絡先及び用務先を明瞭に記載した書面を掲出すること。

オ 現場において警察官の指示があった場合は、これに従うこと。

カ 除外標章は他人に譲渡し、又は貸与しないこと。

キ アからカまでに掲げる事項に違反した場合には、除外標章の返納を命ぜられることがあること。

(2) 除外標章の効力

ア 他の都道府県公安委員会発行の除外標章の高知県内における効力

細則において、身体障害者等に係る駐車禁止の除外については、他の都道府県公安委員会発行の駐車禁止に係る除外標章に本県公安委員会発行の駐車禁止除外指定車標章と同様の効力を持たせる旨規定しているが、身体障害者等以外の者に対する駐車禁止除外指定車標章及び通行禁止除外指定車標章については、他の都道府県公安委員会発行のものは県内において効力はない。

イ 本県公安委員会発行の除外標章の県外における効力

他の都道府県における車両通行禁止又は駐車禁止の除外については、当該都道府県公安委員会が定めるものである。ただし、身体障害者等に係る駐車禁止の除外に関する標章については、細則で定められているのと同様に、他の都道府県公安委員会発行の駐車禁止の除外に関する標章であっても、自県内においてその効力を認めるとの申し合わせが全国警察においてなされており、身体障害者等の障害の程度が警察庁の示した統一基準内のものである場合については、本県公安委員会発行の駐車禁止除外指定車標章であっても県外において有効に使用することができる。

なお、身体障害者等の障害の程度が警察庁基準外のものである場合については、各都道府県独自の基準を設けており、本県の場合は、警察庁基準外であることを明らかにするために駐車禁止除外指定車標章に「高知県内に限る。」と記載することとされているが、これは、高知県外において必ずしも効力がないという意味ではない。

(3) 除外標章の有効期限

除外標章の有効期限は、発行日から3年とする。ただし、次の場合において除外標章発行日から当該日付までの期間が3年に満たない場合は、除外標章の有効期限は当該日付までとする。

ア 身体障害者手帳等に、有期日付（有効期間）が記載されている場合

イ 雇用契約、委託契約等の終期が示されている場合

(4) 除外標章の更新、再交付及び記載事項変更

ア 除外標章の有効期限が経過し、同一の申請内容により交付申請をしようとするとき（期間満了前に申請する場合を含む。）若しくは除外標章

を亡失、滅失若しくは汚損したことにより除外標章の再交付を受けようとするとき又は除外標章の記載事項を変更しようとするときは、新規の交付申請と同様の申請手続によるものとする（提出書類も新規の交付申請時に同じ）。この場合において、除外標章の再交付を受けようとするとき（除外標章を亡失又は滅失したときを除く。）及び除外標章の記載事項を変更しようとするときは、当該交付を受けた除外標章を提出させるものとする。

イ 身体障害者等に対する駐車禁止に関する除外は、対人除外であることから、その使用車両に変更があった場合においても除外標章に記載された車両番号の変更の必要はないが、記載事項の変更を求めて申請があった場合は、これを新規の交付申請と同様に取り扱うものとする。

ウ 身体障害者等以外の者に対する駐車禁止又は車両通行禁止に関する除外は、使用車両を特定してのものであることから、使用車両に変更があった場合は、記載事項の変更が必要となる。この場合においては、新たな除外標章を交付することとし、既に交付されている除外標章の記載事項を訂正、変造等しないこと。

エ 除外標章の記載事項について誤りが判明した場合は、新たな除外標章を交付することとし、訂正、変造等することなく、交通規制課まで連絡すること。

3 除外標章の返納

(1) 除外標章の交付を受けた者は、次のいずれかに該当することとなったときは、除外標章を返納しなければならない。

ア 除外標章の有効期限が経過したとき。

イ 除外標章の交付を受けた理由がなくなったとき。

ウ 除外標章の亡失を理由に新たな交付を受けた後において、亡失した除外標章を発見し、又は回復したとき。

エ 公安委員会から除外標章の返納を命ぜられたとき。

(2) 署において返納を受けた除外標章は、速やかに交通規制課に送付するものとする。

第4 緊急やむを得ない理由があり、署長の許可を受けるいとまがなかった車両に対する駐停車禁止又は駐車禁止の規制からの除外

細則別表第1の規制の種別9の項並びに同表規制の種別12及び13の項において引用する場合における同表規制の種別1の項の適用を除外する車両欄(12)の「急病人の搬送、治療、防災等人の生命、身体又は財産に係る緊急やむを得ない理由があり、署長の許可を受けるいとまがなかった車両」に対す

る駐停車禁止又は駐車禁止（以下「駐車禁止等」という。）の規制からの除外については、次のとおりとする。

1 取扱要領

(1) 基本的考え方

違反取締りを受けた運転者等から「急病人の搬送、治療、防災等人の生命、身体又は財産に係る緊急やむを得ない理由があり、署長の許可を受けるとまがなかった」旨の弁明又は申立てがあったときは、細則別表第1の規制の種別9の項又は同表規制の種別12及び13の項の除外規定（以下「除外規定」という。）に該当するか否かを判断するものとする。

また、「急病人の搬送、治療、防災等人の生命、身体又は財産に係る緊急やむを得ない理由があり、署長の許可を受けるとまがない」者からの駐車しようとする事について問い合わせ又は連絡（以下「事前連絡」という。）に対しては、除外規定を視野に入れた上で、執務時間の内外及び署の管轄を問わず、これに対応するものとする。

(2) 事前連絡の促進

事前連絡の有無が、除外規定に該当するか否かを決定するものではないが、除外規定該当性の判断に当たって参考とするため、車両の運転者等に対し、緊急やむを得ない理由があり、署長許可を受けるとまがない場合であっても、当該駐車をしようとする場所を管轄する署に対して事前連絡を行うように指導するなど事前連絡の促進を図るものとする。

(3) 実施要領

ア 事前連絡受理の体制

事前連絡に対応し、その内容を記録及び保存するため、別記様式の事前連絡受理票を署に備え付けるとともに、当直勤務員に対して受理要領を周知して常時受理できる体制を整えるものとする。

イ 受理要領

事前連絡を受けた警察官は、明らかに除外規定に該当しないときを除き、当該駐車行為の可、不可を判断することなく受理した上、連絡を行ってきた者に対し次の事項について指導及び説明を行うこと。

- (ア) 法定禁止場所への駐車又は法定の駐車方法に従わない駐車は、除外の対象とならないこと。
- (イ) 当該事前連絡をもって、当該駐車が許可され、又は駐車禁止若しくは駐停車禁止の規制から除外されるものではなく、取締りの対象となり得ること。
- (ウ) 取締りを受けた場合に、規制からの除外となるか否かの判断には、

当該事前連絡の有無及び内容に加えて、緊急やむを得ない理由があったことを疎明する資料の提出を求められる場合があること。

ウ 事前連絡受理票の作成

事前連絡を受理した警察官は、別記様式の事前連絡受理票に定める事項を聴取し、事前連絡受理票に記録するものとする。

2 その他

- (1) 駐車禁止等の取締りを受けた者が警察に対する事前連絡をした旨申し立てたときは、事前連絡の有無が規制除外の直接要件となるものではないが、連絡の有無及びその内容を判断材料の一つとして総合的に判断するものとする。
- (2) 車両通行禁止の規制についても、駐車禁止等と同様に、その対象から除く車両として「急病人の搬送、治療、防災等人の生命、身体又は財産に係る緊急やむを得ない理由があり、署長の許可を受けるいとまがなかった車両」が掲げられており（細則別表第1の規制の種別1の項参照）、取締現場において運転者からその旨の申立てがあった場合は、駐車禁止等の場合に準じて、当該除外規定への該当性を判断するものとする。

(別記様式省略)